

不利益処分基準（公表用）

様式第4号

所管部（局）・課 健康福祉本部母子保健福祉課

法令名	児童扶養手当法	法令の番号	昭和36年法律第238号					
不利益処分の種類	受給資格の喪失	根拠条項	第4条					
処分基準	児童扶養手当法第4条（支給要件） 児童扶養手当都道府県事務取扱準則（昭和60年8月21日 児発第705号） による							
対応区分	1 聴聞の実施 2 弁明の機会の付与	処理機関	母子保健福祉課	交付機関	母子保健福祉課		目次 NO	18